

外国子会社配当 益金不算入制度

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
ビジネスタックスサービス部ディレクター
公認会計士

南波 洋

essence

国際課税関係にかかる平成21年度税制改正として、「外国子会社配当益金不算入制度」が導入された。海外子会社に留保されたままになっている巨額の利益（キャッシュ）を日本に還流させやすくすることによって、わが国経済の活性化を図る、という政策目的に沿う税制改正であるといわれている。本稿においては、この新制度の解説を行うとともに、新制度が今後の日本企業の国際税務戦略（行動）に与える影響についても、ケース・スタディ等を交えて検討する。

はじめに

従前の外国税額控除制度のもとでは、海外子会社が稼いだ利益を配当によって日本に還流させると、高税率の日本において親会社に税金の追加負担が生じていた。これが利益の国内還流が進まない理由の一つであるとされていたが、「外国子会社配当益金不算入制度（以下「新制度」）」の導入により今後は税金の追加負担が大きく減少するので海外子会社利益の国内還流が進むことが予想されている。この利益（キャッシュ）の還流により、わが国の設備投資・研究開発・雇用創出の促進及び日本経済の活性化が期待されている。

今までの日本における課税原則は、内国法人はその全世界所得に対して日本の法人税課税を受けるが発生した海外との二重課税は「外国税額控除」制度によって排除される、というものであった。しかしながら、新制度の導入により、この原則が大きく変

わることになる。今後は、海外の子会社から受け取る配当に係る海外との二重課税は「配当の益金不算入」によって排除されることになるからである（図表1）。

この新制度の導入に伴い、従前の外国税額控除制度及びタックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）も大きく改正されたので注意が必要である。

① 新制度の概要

1 外国子会社からの配当等の益金不算入

内国法人が「外国子会社」から受け取る「剰余金の配当等の額」について、内国法人の所得の計算上、益金の額に算入しないという制度が創設された（法法23の2）。「剰余金の配当等の額」は、わが国の法人税法によって配当等と認識される配当である。いわゆる「みなし配当」も含まれる。

また、「損金算入配当」、「優先株式に対する優先配当」についても格別の制限はもうけられていない。新制度の適用にあたっては外国子会社所在地国における課税態様等は原則として問わない、というのがその理由であるといわれている。益金不算入の取扱いを受けるのは「配当」だけであり、「利子」、「使用料」、「外国支店利益」については新制度の適用はないことに留意する。

また、「外国子会社」とは、内国法人がその発行済株式数又は出資金額の25%以上の株式数又は出資金額を6か月以上（配当等の支払義務が確定する日以前）引き続き直接に所有している場合の外国法人等をいう（法令22の3 ）。

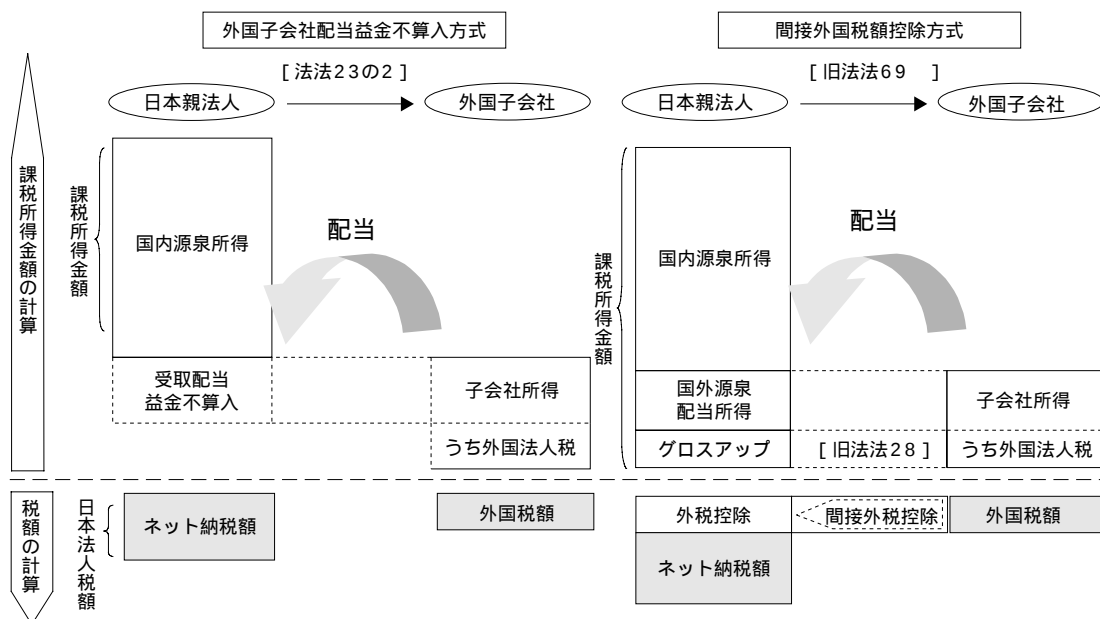
この「25%以上」とは、次のいずれかの割合が25%以上であればよいとされている（法令22の3 一、二）。

一 発行済株式総数又は出資総額のうち内国法人が保有している株式数又は出資金額が占める割合

二 議決権のある株式数又は出資金額のうち内国法人が保有している株式数又は出資金額の占める割合

租税条約の二重課税排除条項（一般的には間接外国税額控除が適用される子会社持分比率を定める条項）において「25%未満」の保有割合が定められている場合には、その割合以上で適用要件が判定されることになる（法令22の3 ）。例えば、日米租税条約においてはその割合は「議決権のある株式の10%以上」と定められている。したがって、米国子会社は、内国法人が発行済株式総数の25%以上を保有している場合、あるいは、議決権株式の保有割合が10%以上の場合に、「外国子会社」に該当することになる。

【図表1】 外国子会社配当益金不算入方式と間接外国税額控除方式（イメージ）



（出典：財務省資料）

また、実際には、配当等の額の5%に相当する金額が益金不算入とされる配当等の金額から控除されるため、配当等の額の5%に相当する金額は課税を受けることになる(法令22の3)。また、益金不算入とされる配当等に対して課せられる外国源泉税については、損金の額に算入しない(法法39の2)こととされるとともに、直接外国税額控除の対象ともされないこととなる(法令142の3-三)(当該配当等については、海外との二重課税は発生していないと考えられるため)。

地方税(法人住民税、法人事業税)についても、この新制度は適用される。

新制度の適用を受ける場合には、確定申告書に益金不算入とされる剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細の記載をするとともに、各種書類を収集して保存(申告書への添付は求められない)することとされている(法法23の2)。

この改正は、原則として、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用される。

2 外国税額控除制度の改正

従前の日本の間接外国税額控除制度は、25%以上の持分を保有する外国子(孫)会社から日本親会社への配当があった場合に、適用されるものであった。新制度により、原則として海外から受け取る配当にかかる二重課税の排除は25%以上の持分を有する外国子会社からの配当等の益金不算入により達成されることとなったため、間接外国税額控除は所要の経過措置を講じた上で廃止される(「[②経過措置](#)」参照)。過去

に間接外国税額控除の対象となった外国法人税に由来する税額控除余裕枠や控除限度超過額について、制度の廃止に伴う調整・切り捨て等は一切行われない。

従前の間接外国税額控除制度はその計算方法自体が複雑なものであり、かつ、申告に際しても多大な各種情報・書類(外国法人税申告書等)を収集して申告書に添付する必要があった。これらは、納税者に大きな負担を物心両面で強いるものであったと言えるが、制度の廃止によりこの負担が解消される。

なお、従前の直接外国税額控除制度に係る申告書添付要件とされていた各種書類も多くが今後は保存要件とされる。これも、納税者の事務負担軽減・制度の簡素化という流れに沿う改正である。

また、外国税額控除の適用を受けた外国法人税が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の控除対象となる外国法人税の額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する事業年度において減額された場合に限ることとされる(法法69)。この改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において減額された外国法人税の額について適用される。

3 タックスヘイブン対策税制(外国子会社合算税制)の改正

特定外国子会社等(いわゆるタックスヘイブン国などに所在する現地軽課税あるいは非課税の海外子会社等)が日本親会社(あるいは配当に対して通常税率の課税を

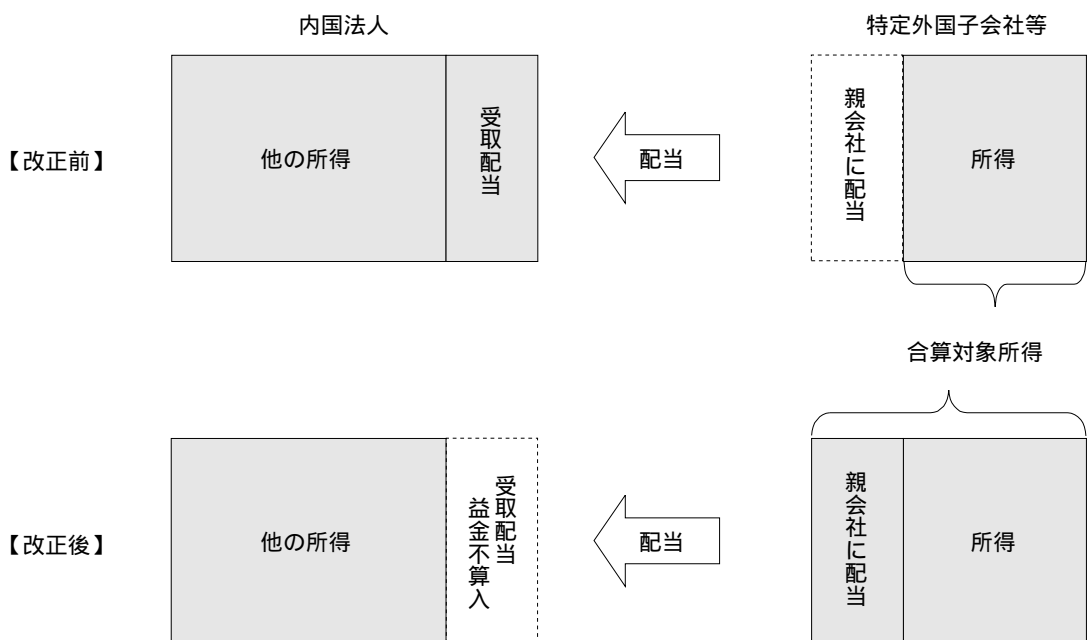
行う国の会社等)に支払う配当等の額を、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととされる(措法66の6)。実際問題としては、配当支払の有無に関わらず日本親会社において合算課税が生じることになる(図表2)。経過措置(後述)に注意が必要である。

既に合算対象とされた所得から日本親会社に配当がなされた場合には、原則として、当該配当については100%益金不算入の取扱いが受けられる。持分保有比率が25%未満のため新制度の適用がない特定外国子会社等からの配当に関しては、特定課税対象金額(前10年以内に合算課税を受けたもの)に達するまでの金額は、100%益金の額に算入されないこととなる(措法66の8)。持分保有比率が25%以上であり新制度の適

用がある特定外国子会社等からの配当に関しては、もちろん受取配当益金不算入の取扱いを受けるが、5%部分の課税はなく特定課税対象金額に達するまでの金額につき100%が益金不算入となる(措法66の8)。当初の合算課税と配当時の二重課税が生じないように手当てされている。特定課税対象金額は、過去に益金の額に算入された課税対象金額のうち「直接保有の株式等に対応する部分の金額」に限って計算される。つまり、この規定は、直接の子会社たる特定外国子会社等と日本親会社の間に生じる二重課税を排除するためにもうけられたものであることに留意が必要である。間接保有の特定外国子会社等に関しては、二重課税の排除は考慮されていない(③参照)。

なお、これらの配当に海外で源泉税が課

【図表2】 タックスヘイブン対策税制(外国子会社合算税制)における特定外国子会社等からの配当の取扱い



(出典: 財務省資料)

せられている場合には、その源泉税に関しては外国税額控除の対象とはならない（法令142の3 一，他）ものの、法人所得の計算上損金算入は可能である（措法66の8，他）。

また、外国法人が特定外国子会社等であっても、その傘下子会社から受け取る配当やタックスヘイブン対策税制の対象となる他の会社から受け取る配当については、一定の要件を満たせば、当該特定外国子会社等の合算対象となる所得（基準所得金額）に含めなくてもよいとされる。以下の配当に関して、合算対象所得に含めないこととなる（措令39の15 四，）。この規定は、特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る合算対象金額の計算について適用される。ただし、この規定は確定申告書に明細書の添付がある場合にのみ適用されることに留意する。

特定外国子会社等がその子会社（他の法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、6か月以上引き続き所有している場合の他の法人）から受ける配当

特定外国子会社等が他の特定外国子会社等（に該当するものを除く）から受ける配当のうち、合算対象金額から充てられた配当

② 経過措置

新制度に関しては、制度の適用時期等について詳細な経過措置が法令附則等に盛り込まれている。特に、新制度に関連して改正された外国税額控除制度・タックスヘイブン対策税制については、日本親会社（配当を受ける側）・海外子会社（配当を出す

側）の事業年度の違い等により、様々な取扱いにかかる特別な適用開始時期や制度変更時期が定められている。ここでは、重要なものについてのみ解説する。

(1) 間接外国税額控除にかかる経過措置（内国法人の平成21年4月1日前に開始した事業年度において外国子会社から配当を受けた場合）（図表3）

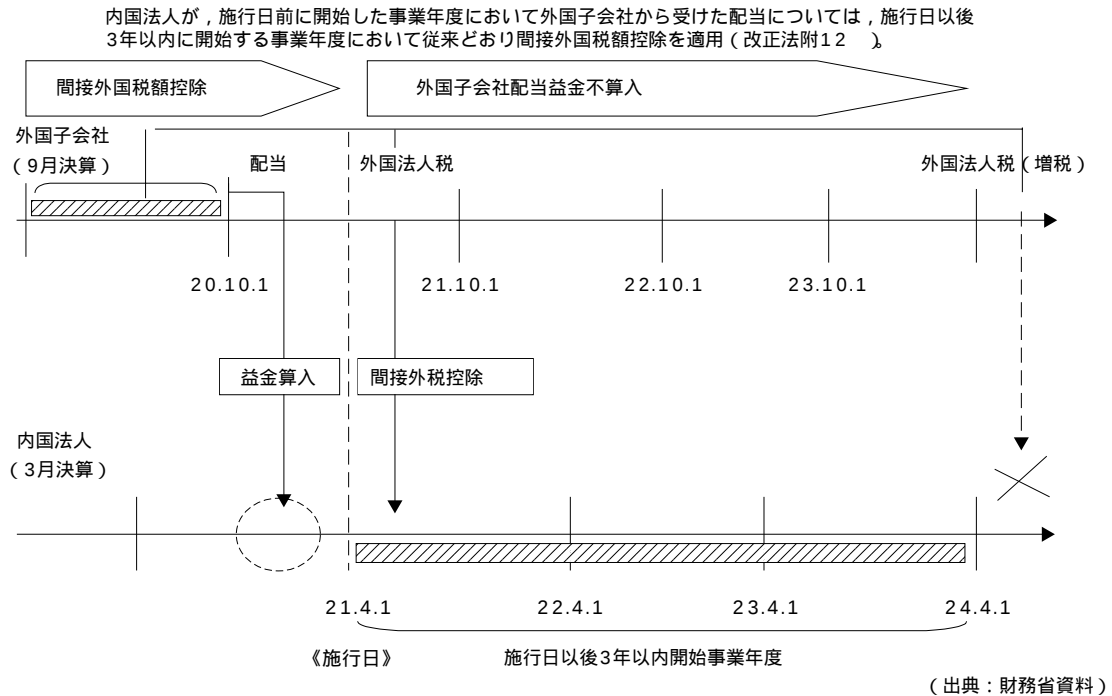
内国法人が、新制度施行日（平成21年4月1日）前に開始した事業年度において外国子会社から受けた配当については、当該配当に係る事業年度の外国法人税が内国法人の新制度施行日から3年を経過する日以前に開始する各事業年度において課されている（改正法附12）。3月決算会社であれば、平成24年3月31日以前に課税を受ければ適用があることになる。適用があるケースでは、従前の間接外国税額控除時の取扱いと同様に、当該外国法人税は内国法人において所得の計算上益金算入（グロスアップ）されることになる（改正法附8）。

(2) タックスヘイブン対策税制にかかる経過措置（内国法人の平成21年4月1日以後に開始した事業年度において特定外国子会社等から配当を受けた場合）（図表4）

特定外国子会社等に対して改正後のタックスヘイブン対策税制が適用されるのは、特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額等である。

特定外国子会社等の平成21年4月1日前に開始した事業年度に係る配当等の額（改正前のタックスヘイブン対策税制が適用さ

【図表3】 間接外国税額控除にかかる経過措置



れる）を、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受け取ったとしても、益金不算入の取扱いがなされないことが規定されている（改正法附44）。適用対象金額から支払配当を控除する（旧制度）と同時に配当を受け取る日本親会社で益金不算入の取扱いを受ける（新制度）ような「二重非課税」を防止するための経過措置である。

また、このケースにおいては、内国法人の新制度施行日（平成21年4月1日）から3年を経過する日以前に開始する各事業年度において課される当該特定外国子会社等の所得に課される外国法人税のうち上記配当等の額に係るものについては、間接外国税額控除の適用があるとされている（同前）。

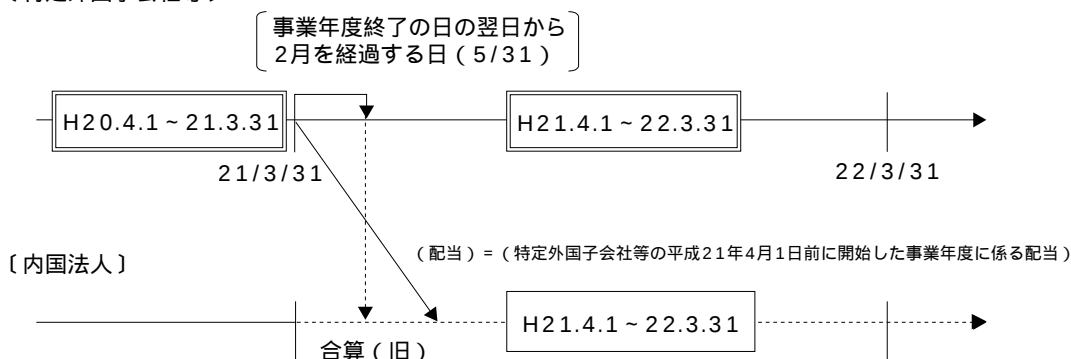
(3) タックスヘイブン対策税制にかかる経過措置（内国法人の平成21年4月1日以前に開始する事業年度において特定外国子会社等から配当を受けた場合）（図表5）

特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始した事業年度に係る配当等の額（改正後のタックスヘイブン対策税制が適用される）を、内国法人の平成21年4月1日以前に開始する事業年度において受け取った場合には、益金不算入の取扱いがなされる（改正法附44）。適用対象金額からは支払配当の控除が許されず（新制度）配当を受け取る日本親会社でも益金不算入の取扱いを受けることができない（旧制度）ような「二重課税」を防止するための経過措置である。

この場合は、間接外国税額控除の適用はない。

【図表4】 タックスヘイブン対策税制にかかる経過措置（その1）
（内国法人が平成21年4月1日以後に開始する事業年度において配当を受ける場合）

〔特定外国子会社等〕



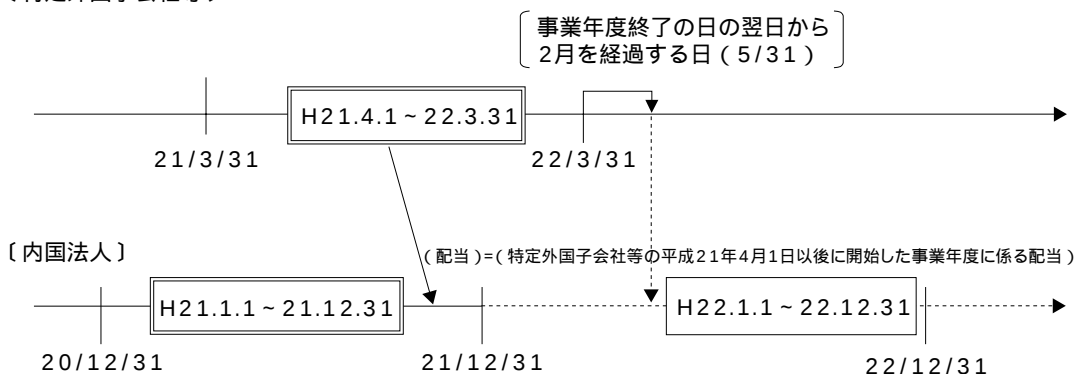
○配当は「益金不算入＋合算額から控除」（？） ➡ 二重非課税（？）

【二重非課税の防止！】 ➡ 経過措置により配当は益金算入＋間接外税（改正法附則44）
＋直接外税（改正措置法令附則27）

（出典：財務省資料，一部修正加筆）

【図表5】 タックスヘイブン対策税制にかかる経過措置（その2）
（内国法人が平成21年4月1日前に開始する事業年度において配当を受ける場合）

〔特定外国子会社等〕



○配当は「益金算入＋合算額から控除しない」（？） ➡ 二重課税（？）

【二重課税の防止！】 ➡ 経過措置により配当は益金不算入＋間接外税適用なし（改正法附則44）

（出典：財務省資料，一部修正加筆）

(4) 新制度施行日（平成21年4月1日）前に開始した「事業年度に係る配当」の考え方

上記(2)、(3)においては、特定外国子会社等からの配当が「どの事業年度に係る配当であるのか」が重要な意味を持つ。立法担当者の執筆した「改正税法のすべて（平成21年版）」によると、具体的には、平成21年4月1日前に開始した事業年度に係る配当とは、同日前に開始した事業年度中にその配当支払に係る「基準日等」を含むような配当をいう、ことになっている。この「基準日」の概念は日本の会社法上の概念である。「その日（基準日）」の株主名簿に記載されている株主に配当請求権等の権利行使を認めるという制度にかかる概念である。なお、特定外国子会社等の所在地国等において、わが国の基準日と同様の概念がない場合で、その特定外国子会社等の株主の配当請求権が、その配当等の支払確定日（配当決議日）や配当支払日において確定すると認められるときには、その日が基準日に相当する日であるとして取り扱って差し支えない、という考え方もある（月刊国際税務2009年9月号「外国子会社配当益金不算入制度における税務(1)」秋元秀仁）。また、仮に、実際の配当原資が由来する所得が平成21年4月1日前に開始する古い事業年度において発生していたとしても、あくまで当該配当の「基準日等」が含まれる事業年度によって、(2)、(3)は判定される。

③ 今後の日本企業の国際税務戦略に与える影響

従来は海外子会社から日本に配当を行っ

た場合に、比較的低税率である外国と高税率国たる日本の税率差に起因する追加課税が日本で生じていたが、今後は原則として日本に配当したとしてもほとんど追加課税が発生しないことになる。よって、一般的には、海外関係会社（事業）における実効税率（税負担率）が低ければ低いほど、日本親会社の連結実効税率が低下し、キャッシュフローの観点からも余剰キャッシュが多く発生することになる。海外における実効税率の低減を目指すタックスプランニングの重要性が以前よりも増大している。

ちまたでは企業の法人税負担が軽減されるとして導入が歓迎されている新制度ではあるが、外国税額控除制度によって二重課税排除が行われていた旧制度の取扱いに比して、必ずしも企業が有利になるケースばかりではない。特に、外国子会社が所在する現地国の法人税率や配当にかかる源泉税率が高い場合には、旧制度よりも新制度の税負担のほうが大きくなる場合もあるので注意が必要である。

海外持株会社あるいは地域統括会社の重要な役割として、海外事業の利益を当該会社に留保することによって日本での追加課税を避ける、ということが従前よりあげられてきた。海外配当免税の時代になったとはいっても、今後も配当時には日本における5%部分の追加課税や外国源泉税の負担が生じるので、持株会社等に利益を留保するという有用性が薄れているわけではない。また、タックスヘイブン対策税制の対象となる持株会社が傘下の会社から受け取る配当については、一定の要件を満たせばその持株会社の合算対象所得に含まれるるので、持株会社の所在地国選定の柔軟

性が増したとも考えられる（ケース・スタディ⁽¹⁾）。

タックスヘイブン対策税制の観点からは、特定外国子会社等についていわゆる合算課税の「適用除外」の取扱いを受けることができれば、海外の軽課税国（あるいは非課税国）で発生した所得にほとんど追加課税をうけることなく日本に還流（配当）させることが可能となるケースも増えると思われる。今後は、適用除外の取扱いを受けることができるか否かは国際税務戦略上の重要な課題ということになるだろう（ケース・スタディ⁽⁴⁾）。

また、従前のタックスヘイブン対策税制においては、特定外国子会社等が日本親会社からみて孫会社に位置していたとしても、一度合算課税を受けた孫会社の所得が子会社を介して日本親会社に配当された時には、一定の要件のもとに、当該配当の金額が課税済配当の金額となって損金算入されることにより、合算課税とその後の配当課税の二重課税が排除されていた（いわゆる「間接受領配当制度」）。新制度においては、「間接受領配当制度」が廃止されている。加えて、前述したように、「特定課税対象金額」も日本親会社が有する特定外国子会社等の「直接持分」に対応するものだけに限られている。つまり、新制度においては、直接の親子関係における二重課税排除が主として考慮されているようである。これらは、制度の簡素化を目指すという改正趣旨に沿うものだと思われるが、タックスヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等が日本親会社からみて孫会社に位置する場合には、合算課税と配当課税の（一部あるいは全部の）二重課税が生じう

る可能性が非常に高くなっている。日本企業が外国法人をM&Aで取得したときには、そのターゲット会社の傘下にタックスヘイブンの会社が位置しているというケースも多いと思われる。M&Aにおける取得ストラクチャーをプランニングするときに、この問題がクローズアップされるケースが増えると思われる（ケース・スタディ⁽²⁾）。

会計上の問題としては、従前海外子会社等の未配分利益に対して計上していた繰延税金負債（配当時の追加課税部分）のうち一定の金額を取り崩すケースが生じうるので注意が必要である。繰越外国税額（繰延税金資産として計上したもの）の計上・見直しにも留意すべきである。また、今後は、繰延税金資産の計上基礎となるタックスプランニングに基づく将来の課税所得の発生額の見積もりにあたっては、外国子会社からの配当等の額が益金不算入とされる（課税所得を増加させない）ことの影響を勘案しなければならない（「税効果会計に関するQ&A」日本公認会計士協会）。この新制度が会計上の最終的な当期利益に与える影響を十分に検討する必要があるだろう。

④ ケース・スタディ

新制度に関して、企業が今後留意すべき事項は多々あるが、中でも改正されたタックスヘイブン対策税制の適用にかかわるものは重要である。いくつか紹介する。

（1）海外統括持株会社の有用性

アジア地域の統括持株会社としてシンガポール持株会社を設立している日本企業は多い。従前のタックスヘイブン対策税制に

においては、適用除外要件を満たさないシンガポール持株会社に留保された傘下会社からの配当は日本親会社において合算課税されていた。しかしながら、新制度においては傘下会社からの配当は合算対象所得に含まれないケースが多くなるとされる。実質的に、合算課税を受けることなくタックスヘイブン国に所在する持株会社に利益を留保することが可能となる（図表6）。

(2) タックスヘイブン外国孫会社の合算課税

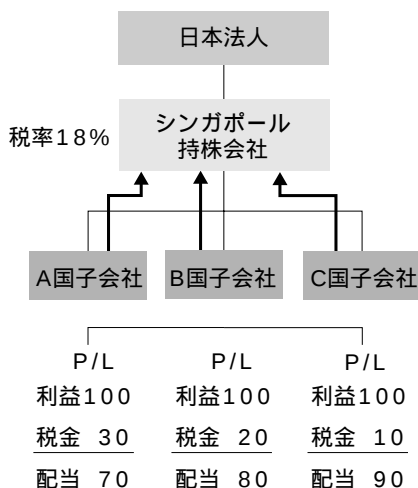
例えば、M&Aにおいて米国法人（ターゲット会社）を取得するケースを考える。その米国法人が傘下にタックスヘイブン国に所在する会社を有していた場合には、日本で合算課税が行われる可能性が高い。そのタックスヘイブン孫会社の合算課税済みの所得を米国法人を経由して日本親会社まで配当で還流させたときに米国でも課税が

生じるとする。間接外国税額控除制度・間接受領配当制度の廃止等により、新制度においては、ひとつの所得（タックスヘイブン孫会社で生じた所得）に最終的に2回の課税（日本における合算課税、米国における課税）が行われてしまうケースが生じる（図表7）。

(3) ダブルSPCからの配当

日本の投資家が海外案件についてダブルSPCスキームを使ったマイノリティ投資をするケースを考える（図表8）。孫会社たる投資案件SPC(B)がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たさない特定外国子会社等であるとする、SPC(B)で生じた所得等について日本の投資家にはその持分（20%）に応じた合算課税が生じる。従前の制度であれば、SPC(A)を介して日本に配当を還流させたとしても、間接受領配当制度の適用により、配当に対する課税は生じな

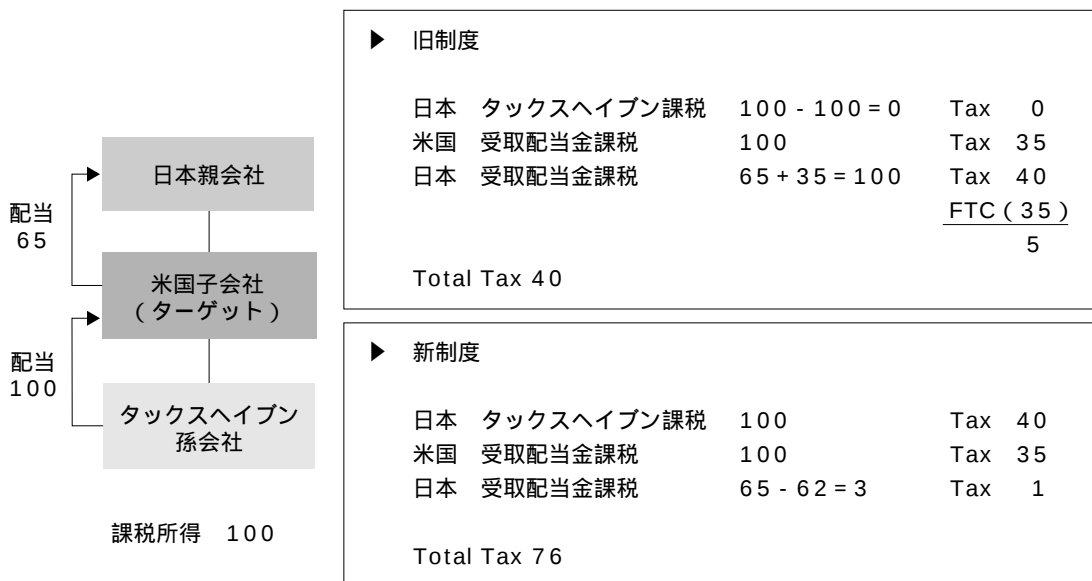
【図表6】 海外統括持株会社の有用性



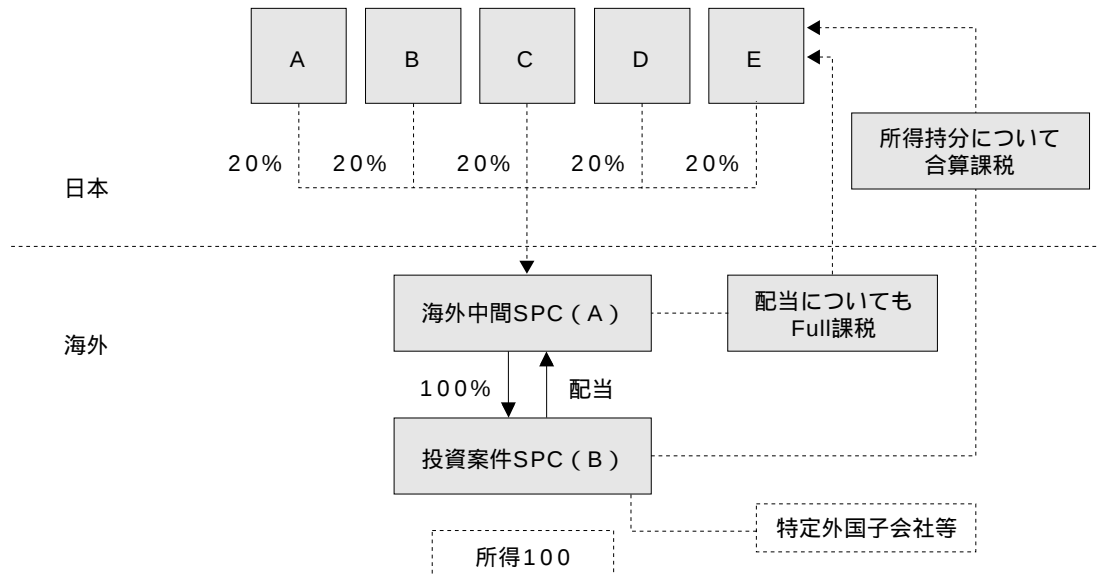
A, B, Cは事業実態がありタックスヘイブン適用除外

- ▶ 資本関係は全て100%であるとする
- ▶ A, B, C国からの配当はシンガポールでは免税
- ▶ シンガポールの税率が18%であるためタックスヘイブン税制上問題となる可能性は高いが、A, B, C国からの配当は合算課税の対象外
- ▶ 実質的に合算課税を受けずに、シンガポールで留保が可能
- ▶ 日本に配当した場合には配当の5%部分にのみ課税
- ▶ A, B, C各国の配当に対する源泉税にも注意が必要
- ▶ 持株会社の所在地国の選択が拡大

【図表7】 M&Aターゲットが保有するタックスヘイブン子会社



【図表8】 ダブルSPCからの配当



かった（つまり二重課税は生じなかった）。
しかしながら，新制度においては，各投資
家は再度その受取配当に対して課税を受け
ることになる。

(4) 合算課税適用除外法人からの配当

上述したように，タックスヘイブン対策
税制の合算課税に関して適用除外要件を満
たした低税率国に所在する外国子会社から

の配当が新制度（配当益金不算入）の適用を受けるのであれば、トータルの税負担は著しく低いものとなる。しかしながら、特定外国子会社等からの配当に関する新制度の経過措置に注意する必要がある。「②経過措置⁽²⁾」で述べたように、特定外国子会社等（合算課税適用除外法人も含む）の平成21年4月1日前に開始した事業年度に係る配当には新制度の適用はなく、配当は通常の法人税課税をうける（外国税額控除の適用あり）。通常の12月決算特定外国子会社等から受ける配当について最初に新制度が適用されるのは、平成22年1月1日から同12月31日の事業年度に係る配当からである。適用除外の外国子会社についてはタッ

クスヘイブン対策税制とは関係がなく経過措置の適用はないという誤解をして、平成21年4月1日以後に受領した当該会社からの配当に益金不算入の取扱いを行っている3月決算内国法人は少なくない。十分に注意する必要がある。

[Profile]

南波 洋（なんば ひろし）

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人 ビジネススタックスサービス部 ディレクター 公認会計士。1993年より太田昭和アーンスト アンド ヤング（現、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人）にて、日本企業・外資系多国籍企業に対する国内及び国際税務コンサルティング業務に従事。日本公認会計士協会租税調査会国際租税専門部会専門委員（2004年より）。